

第8期北方領土隣接地域の振興及び 住民の生活の安定に関する計画(素案)

1 第1章 基本的事項

2 1 計画作成の意義

3 歯舞群島^{はぼまいぐんとう}、色丹島^{しこたん}、国後島^{くなくしり}及び択捉島^{えとろふ}からなる北方領土は、いまだかつて一度も外国の領土となることがない我が国固有の領土であるが、戦後、日ソ中立条約を無視した旧ソビエト連邦（以下「旧ソ連」という。）により不法に占拠された。その後、日ソ共同宣言により両国間の国交が回復されたものの、領土問題が未解決のまま今日に至っている。この間、日本政府は、日露間の最大の懸案である北方領土問題を解決して平和条約を締結することで、重要な隣国であるロシアとの間に真の相互理解に基づく安定的な関係を確立するという基本方針のもと、粘り強く外交交渉を重ねてきたが、ロシア政府は、北方四島を含むこの地域の安定的な社会経済発展を目的に連邦特別プログラム「クリル諸島社会経済発展（2016年～2025年）」を採択し、巨額の費用を投じて港湾や道路をはじめとする社会資本の整備・充実を図っている。

13 また、メドヴェージェフ首相をはじめ、ロシア閣僚による度重なる北方領土訪問や北方領土の無人島に旧ソ連将校等の名前をつけるなど、我が国の立場とは相容れない動きが続いている。

16 そうした中、平成28年12月に山口県長門市及び東京で行われた日露首脳会談で、両首脳は、平和条約問題を解決する自らの真摯な決意を表明し、その上で、北方四島において共同経済活動を行うための協議の開始に合意するとともに、日本人の元島民（以下「元島民」という。）による自由な墓参・故郷訪問を実現するために、あり得べき案を迅速に検討することで合意し、その具体的進展が図られている。

21 父祖伝来の地を追われ、北方領土から強制的に引き揚げを余儀なくされた元島民は、祖国復帰の夢を叶えられぬまま、既に1万人以上の方がこの世を去っているほか、存命の方も平均年齢が82歳を超えるなど、ますます高齢化が進んでおり、一日も早い領土問題の解決が求められている。

25 元島民の多くが移り住んでいる根室市（歯舞群島の地区を除く。）、別海町^{べつかい}、中標津町^{なかしべつ}、標津町^{しべつ}及び羅臼町^{らうす}の北方領土隣接地域（以下「隣接地域」という。）は、北海道の根室振興局の所管区域に属し、戦前は行政的にも経済的にも北方領土と一体の社会経済圏を形成して発展していた。しかしながら、北方領土問題が今なお未解決である上、国際的な漁業規制の強化やロシア水域における流し網漁業を禁止する法律の成立によりロシア200海里水域におけるさけ・ます流し網漁業の操業ができなくなったほか、農業においても、農産物貿易の自由化の進展などによる農産物価格の低迷や肥料・飼料など生産資材価格の高止まりなど、隣接地域における基幹産業をはじめとする地域経済は依然として厳しい状況にある。

33 道では、このような隣接地域の置かれている特殊な事情にかんがみ、北方領土問題及びこれに関連する諸問題の解決の促進を図ることを目的に、昭和57年に制定された「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和57年法律第85号）」（以下「特別措置法」という。）に基づき、昭和58年から35年にわたり、第1期から第7期の「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」を策定し、各般にわたる施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきた。

39 北方領土問題を解決するためには、政府が強力な外交交渉を推し進めることはもとより、

1 政府の外交交渉を支え、後押しする国民世論の結集と粘り強い返還要求運動の推進が何より
2 も重要である。

3 このため隣接地域が全国の北方領土返還要求運動の拠点としての役割や北方四島におけ
4 る共同経済活動の中心的な役割を果たしていくことができるよう、さらに安定した地域社会
5 として形成するのに資する「第8期北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する
6 計画」を策定し、引き続きこれに基づく各般にわたる施策の推進を図ろうとするものである。
7

8 2 計画の性格

9 この計画は、特別措置法第6条第1項の規定及び、内閣総理大臣が特別措置法第3条第1
10 項の規定により定めた「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針（平成22年4月
11 1日内閣府・外務省・国土交通省告示第1号。以下「基本方針」という。）」に基づいて作成
12 したものであり、隣接地域を安定した地域社会として形成するのに資するために必要な施策
13 の大綱を示すものである。
14

15 3 計画の呼称

16 この計画は、「第8期北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画（以下
17 「第8期計画」という。）」と称する。
18

19 4 計画の期間

20 この計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とする。

21 なお、計画の期間中に北方領土が我が国に返還された場合は、返還された日の属する年度
22 においてこの計画は終了する。
23

24 5 計画の対象区域

25 この計画は、特別措置法第2条第2項の区域¹を対象とする。
26
27

1 特別措置法第2条第2項の区域：北海道根室市（歯舞群島の区域を除く。）、野付郡別海町、標津郡中標津町、同郡標津町及び目梨郡羅臼町の区域。

1 第2章 北方領土隣接地域の現状と課題

2 1 概況

3 (1) 自然条件

4 管内は、北海道の最東端に位置し、北東部はオホーツク海に、南部は太平洋に面して
5 おり、面積は約3,500km²で、全道の4.2%を占め²、そのうち耕地が約1,105km²、森林が約1,
6 706km²となっている。また、海岸線の長さは、約479kmで全道の約16%を占めている。

7 地形としては、北部は知床半島、南部は根室半島が東に向かって伸びており、北部に
8 関しては千島火山帯に属する知床連峰が知床半島の突端から^{ましゅう}摩周岳まで東西に連な
9 り、オホーツク総合振興局との境界をなす。また、中部には根釧台地と呼ばれる標高20
10 ~80mの広大な波状台地が広がり、南部は平坦な地形となっている。

11 北方領土は、この地域の東方向で島が包み込まれるような形で位置し、最も近い歯舞
12 群島の貝殻島は、根室半島の^{のさつぶ}納沙布岬からわずか3.7kmの位置にあり、^{のつけ}野付半島の16km
13 沖合には、北方領土最高峰の^{ちやちや}爺々岳がそびえ立つ国後島が望まれる。

14 また、管内は北方領土も含め豊かな自然環境に恵まれ、国内で三番目に世界自然遺産
15 に登録された「知床」や、ラムサール条約により国際的に重要な湿地として登録された
16 「^{ふうれん}風蓮湖・^{しゅんくにたい}春国岱」と「野付半島・野付湾」があり、タンチョウ、シマフクロウ、ク
17 マゲラ、オオワシなど多くの貴重な野生生物の生息地となっている。

18 気象条件は、根室半島及び沿岸部では海洋性気候、内陸部では大陸性気候を示し、年
19 平均気温は、5℃～7℃と冷涼であり、オホーツク海域は、冬期間流氷に閉ざされ、厳
20 しい寒気に見舞われる。

21 また、春から夏にかけて沿岸部、特に太平洋側では海霧に覆われることが多く、霧日
22 数は例年100日前後にも達する。

24 (2) 人口等

25 本道においては、全国を上回るスピードで人口減少が進んでいることを踏まえ、道は
26 平成27年3月に「本道における人口減少問題に対する取組指針」を策定したところであ
27 る。

28 そうした中、管内の総人口は、平成27年国勢調査によると76,621人であるが、平成22
29 年と比較すると3,948人の減少となっており、地域の経済や暮らしなど様々な分野への
30 影響が懸念されている。

31 人口減少は昭和60年代から始まり、昭和55年と比較した場合22,000人以上の減少とな
32 っており、人口密度は21.9人/km²で全道平均68.6人/km²の約3割となっている。

33 市町別では、根室市が26,917人、中標津町が23,774人と、2つの市町で管内全体の6
34 割以上を占めているが、全ての市町で人口が減少しており、根室市が2,284人、7.8%減
35 少、別海町が582人、3.7%減少し15,273人、中標津町が208人、0.9%減少、標津町が40
36 4人、7.2%減少し5,242人、羅臼町が470人、8.0%減少し5,415人となっている。

37 各市町のピーク時の人口との比較においては、根室市が昭和50年の45,817人から18,9

2 北方領土の面積（約5,000km²）を含むと管内の面積は約8,500km²で全道の10.2%を占める。

1 00人、41.3%減少し、別海町が昭和30年の21,878人から6,605人、30.2%の減少、標津
2 町が昭和40年の8,051人から2,809人、34.9%の減少、羅臼町が昭和55年の8,299人から2,
3 884人、34.8%の減少となっている。根室市、標津町、羅臼町については、「過疎地域自
4 立促進特別措置法（平成12年法律第15号）」に規定された人口減少率を超えていること
5 から、過疎地域として指定されている。

6 また、管内の総人口に占める65歳以上の割合は26.7%で、全道平均の28.9%を2.2ポ
7 イント下回っているものの、平成24年と比べ、3.1ポイント上昇するなど高齢化が着実
8 に進んでいる。

9 10 (3)元島民の状況

11 昭和20年8月15日現在の北方領土に居住していた日本人は、17,291人であったが、そ
12 の後72年を経過し、現在は6,166人、平均年齢は82.2歳となっている。

13 また元島民の2世以降の後継者の数は、2世が16,524人で平均年齢53.7歳、3世が12,
14 424人で平均年齢31.4歳、4世が232人で平均年齢16.9歳となっている。

15 現在、元島民の約73%は北海道に在住しており、そのうちの約35%（全体の約25%）
16 が隣接地域に在住している。さらに、管内に在住している元島民のうち約75%が根室市
17 に在住している。

18 2世以降の後継者について約27%が管内に居住しているが、札幌市や道外の都府県の
19 割合がやや高くなっている。

20 21 (4)地域経済

22 管内の経済活動別総生産（平成26年）は、3,620億円で、道内総生産18兆4,846億円の
23 1.9%（14振興局中10番目）となっている。

24 産業区分でみた場合、第1次産業741億円（20.5%）、第2次産業708億円（19.5%）、
25 第3次産業2,167億円（59.9%）となっており、全道の構成比と比べると第1次及び第
26 2次産業の割合が高くなっているのが特徴である。

27 経済活動別に構成比を全道平均と比べると、農林水産業（20.5%）建設業（10.3%）な
28 どで高く、サービス業（13.9%）、運輸業（3.1%）などで低くなっている。

29 産業別従業者数（平成26年7月）においては、卸売業・小売業が6,879人（18.3%）、製
30 造業が4,845人（12.9%）などで高く、農林漁業は2,826人（7.5%）となっている。

31 市町別には、根室市は、製造業の割合（19.3%）が高く、中標津町では、卸売業・小
32 売業の割合（23.0%）が高い。

33 別海町、標津町、羅臼町は、農林漁業の割合が高く、それぞれ11.9%、13.4%、25.3%
34 となっている。

35 36 2 現状

37 (1)産業

38 ア 農業

39 管内の農業は、平成27年の耕地面積が110,500haで総土地面積の約32%を占めており、
40 耕地面積に対する牧草地の割合が約87%、1経営体当たりの乳用牛飼養頭数が約135頭

と、冷涼な気候と広大な土地資源を活かした大規模な草地型酪農が展開されており、生乳生産量は全国の約1割、全道の約2割に相当する約78.7万tとなっている。

平成27事業年度の農協販売品取扱高は全体で923億円となっており、そのうち畜産による取扱高が910億円で、全体の約98.6%を占めている。

また、1経営体当たりの経営耕地面積は平成22年の71.3haから平成27年には75.2haと3.9ha、5.5%増加するなど、農地の流動化による規模拡大が進んでいる一方、管内の農業経営体数は農業従事者の高齢化、後継者不足により、年々減少し、平成22年に1,587経営体だったものが、平成27年には1,473経営体と114経営体、7.2%の減少となっている。

そのため、引き続き、新規就農者の受入にもつながる農業経営の法人化を進めるとともに、酪農ヘルパーやコントラクターなど地域営農支援システムの確立などにより、多様な担い手を支援することが必要である。

また、農作物の収量・品質及び生産性の向上や、低温・長雨による冷湿害の軽減など、農業生産に寄与する農地や農業水利施設などの農業生産基盤の整備や保全管理について、計画的に取り組むことが必要である。

イ 水産業

管内の水産業は、サケ・マス、サンマ、スケトウダラ、ホタテガイ等を主体とする漁船漁業、秋サケを主体とする定置網漁業及びコンブ、ウニ、アサリ等を主体とする採貝藻漁業からなっており、道内漁業生産の約2割を占める一大生産地域となっている。

戦前、管内は北洋漁業の基地として、また、水産加工品の北海道貿易の中心地として発展してきたが、第二次世界大戦の敗戦に加えて、北方領土問題により、豊かな漁場を失った。

また、国際的な漁業規制の強化によって、沖合漁業の縮小を余儀なくされ、現在は、ロシアとの政府間・民間交渉等に基づき、北方四島周辺水域やロシア200海里水域における漁業が行われているが、平成28年1月から、ロシア200海里水域におけるさけ・ます流し網漁業の操業ができなくなったため、関連産業を含め地域経済に多大な影響を与えている。

平成27年の根室振興局管内の漁業生産高は、全道の15%（152,436t）、金額では全道の18%（565億908万円）となっており、市町別では、根室市が75,194t、255億7,812万円、1番となっており、次いで別海町が38,834t、157億9,060万円、羅臼町の27,550t、107億8,360万円、標津町が10,858t、43億5,675万円となっている。

魚種別に内訳をみると、金額では、サケ類が147億9,015万円で、全体の26.2%を占めており、次いでホタテガイ（124億8,921万円、22.1%）、サンマ（103億7,186万円、18.3%）、コンブ（36億2,803万円、6.4%）となっている。

また、漁獲量については、平成2年をピークに減少傾向をたどっており、特に主力のサケの漁獲量は近年、ピーク時（平成15年）の半分以下まで減少している。

このような状況の中、沿岸資源の増大を図るため、増殖場や魚礁漁場の整備を図っているほか、さけ・ますふ化放流事業やホタテガイの種苗放流等を実施し、将来にわたって利用可能な資源を確保する取組を行っている。

一方、国民の食への安全志向が高まっている中、今後とも水産業が安全で良質な水産

1 物を安定的に供給する役割を担っていくために、加工・流通対策など、水産物の高付加
2 価値化に加え、各地域において衛生管理型漁港の整備や地域HACCPの推進などに引き続
3 き取り組む必要がある。

4 5 **ウ 林業・木材産業**

6 管内の森林面積は、平成27年度において、約17万haで、総土地面積に対する森林割合
7 (森林率)は49%と、全道の71%に比較して低く、所管別では、国有林約11万haで65%、
8 道有林約0.2万haで1%、一般民有林約5.8万haで34%となっている。

9 厳しい気象環境などから、平成27年度における森林蓄積は、全道の142m³/haに対して
10 101m³/haと木材資源として豊かな状況ではないが、全道でカラマツやトドマツなどの
11 人工林資源が利用期を迎える中、管内においても木材利用を促進するため、安定的な原
12 木の供給体制を構築するとともに、計画的な伐採と着実な再生林により森林資源の循環
13 利用を推進する必要がある。

14 このため、優れた知識や技術を有する人材の育成を進めるとともに、造林や種苗生産
15 者などの分野における林業労働者の確保・定着を促進することが必要となっている。

16 また、管内の森林は、鳥獣保護区や森林生態系保護地域に指定されている地域が多く、
17 知床の山々や湖沼、大きな河川周辺を中心に多くの野生鳥獣の生息地や希少な植物種の
18 生育地となっている。

19 森林と地域環境とのかかわりでは、強い風などから草地や生活区域を守り、漁業資源
20 の増殖を図るために、知床半島沿岸部や風蓮湖周辺を中心とした区域に魚つき保安林、
21 内陸部及び海岸線に防風、防霧保安林が指定されており、保安林の指定率は平成27年度
22 において、全道の68%に対して75%と高く、森林の機能強化や充実が図られている。

23 さらに、山地が迫る海岸線沿いでは、山崩れや雪崩などから生活環境や地域産業を守
24 るため、山地災害防止のための森林造成など、治山事業が重要な役割を果たしている。

25 森林は、国土保全、水源^{かん}の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、林産物の供
26 給に加えて、この地域の豊かな海を育むという多面的な機能を有しており、今後ともそ
27 の機能を持続的に発揮させるとともに、林業・木材産業等の健全な発展を図ることが重
28 要である。

29 30 **エ 商工業**

31 管内の製造業は、水産業や酪農業が盛んであることを背景に食料品製造業が主体であ
32 り、製造品出荷額の9割以上を占めている。

33 中でも、水産食料品製造業のウェイトが高く、その加工形態は塩蔵・冷凍が主体にな
34 っている。

35 農産加工業に関しては、根室市、別海町、中標津町に大手メーカーを中心とした大規
36 模な乳製品製造施設が立地しており、チーズやバターなど、管内産の生乳を使用した乳
37 製品が作られている。

38 水産加工業に関しては、水揚げ量の減少に伴い仕入値も高騰していることから、厳し
39 い経営環境にある。

40 管内の食品工業の付加価値額は291億円となっており、全道では7番目となっている

1 が、付加価値率としては、18.0%で全道の26.0%、全国の32.1%と比べると非常に低く、
2 加工食品の高付加価値化が課題となっている。

3 また、管内における商圈は根室市と中標津圏の2地区に大分されており、根室市に関
4 しては、卸売・小売業の事業所数は平成6年以降減少傾向にあり、年間商品販売額も平
5 成8年以降減少傾向にあったが平成24年から平成26年にかけては増加した。

6 中標津圏では、根室市を除く管内全ての町からの買い物客が集中する傾向があるが、
7 卸売・小売業の事業所数は、平成14年以降減少傾向にあり、年間商品販売額は、平成
8 9年をピークに一旦減少した後、緩やかに増加しており、平成24年には減少したものの
9 平成26年にかけて増加した。

10 両商圈とも郊外に大型店の進出などがみられるものの、中心市街地は空洞化が進んで
11 おり、新たな市街地整備や高齢化に対応した商業形態への移行など商業地区の活性化を
12 図っていくことが課題となっている。

13 14 オ 観光

15 管内には、知床国立公園や野付風蓮道立自然公園など雄大で神秘的な4カ所の自然公
16 園があり、平成17年7月に「知床」が世界自然遺産に、11月には「野付半島・野付湾」、
17 「風蓮湖・春国岱」がラムサール条約湿地に登録された。

18 また、この地域は、オオワシ、オジロワシ、シマフクロウ、タンチョウなど数多くの
19 天然記念物の生息地となっていることから、根室市や羅臼町では、冬期のバードウォッ
20 チングが海外から注目されており、欧米からの観光客が増加傾向にある。

21 さらに本道を代表する大酪農郷、冬期に到来する流氷など、貴重で豊富な観光資源
22 に恵まれている。

23 観光入込客数は、平成14年度をピークに毎年度減少し、平成27年度は増加（前年比10
24 4%）に転じたものの、平成28年度は、台風などの影響もあり前年比97%と減少した。

25 観光入込客数のうち約9割は日帰り客であり、季節別では、6月から9月までの夏季
26 に年間の約7割が集中し、依然として夏季集中型で通過型観光の比重が高い状況が続い
27 ていることから、引き続き、通年型・滞在交流型観光への転換を図ることが課題となっ
28 ている。

29 また、平成29年には、内閣府の主催により北方領土隣接地域への訪問客拡大に向け、
30 隣接地域の新たな魅力を発見する「北方領土隣接地域発見ツアー」（ファムトリップ）³
31 及び「北方領土隣接地域の魅力を発信するシンポジウム」が行われ、宿泊施設の不足や
32 中標津空港からの二次交通の整備、管内を超えた広域的な連携など様々な課題について
33 提言され、今後、訪問客拡大に向けた取組の強化が求められている。

34 さらに、道は平成32年度を目途に来道外国人観光客数500万人という目標を掲げ、国
35 際的に質や満足度の高い観光地づくりを目指し、インバウンドの加速化を図ることとし
36 ており、管内においても外国語表示の案内板やWi-Fi環境の整備など外国人観光客の受
37 入体制の充実が必要となっている。

3 北方領土隣接地域発見ツアー（ファムトリップ）：平成29年5月23日から25日、内閣府の主催により「北方領土を目で見る運動」を進めることにより、北方領土隣接地域に訪問客を誘致することなどを目的として、旅行業関係者による訪問団が管内1市4町の観光施設等の視察を行った。

カ 雇用

管内における雇用状況については、平成28年度の有効求人倍率が、12ヶ月平均で1.38倍となっており、平成23年度に比べ0.83ポイント増えている。

根室管内と釧路管内の有効求人倍率を比較した場合、釧路管内が1.04倍となっており、根室管内の方が0.34ポイント高くなっている。

また、根室管内と全道の有効求人倍率を比較した場合、全道が1.04倍となっており、釧路管内だけではなく、全道と比較しても0.34ポイント高くなっており、全道22地点で比較した場合、5番目に高い地区となっている。

業種別にみると、農林漁業や販売などで有効求人倍率が高くなっており、これらの業種で人材の確保が難しい状況となっている。

平成28年度の新規高卒者の就職内定率については、全道が98.2%に対し、根室管内は100%となっており、全道を1.8ポイント上回っており、過去5年で最高値となっている。

新規高卒者の就職内定率が高い要因には、新規高卒者採用に対する理解の深まりと、関係機関による雇用のミスマッチ解消の取組や各種雇用促進対策事業の効果などが考えられ、今後とも北方領土返還要求運動の中核を担う当地域の社会経済の発展のため、誰もが安心して働くことができるように就業環境の改善を図っていくことが重要である。

(2) 保健・医療・福祉

ア 保健医療

管内の医療提供施設は、平成29年4月現在で病院が7施設、一般診療所が27施設、歯科診療所が30施設、薬局が25施設となっている。

中でも、管内におけるプライマリ・ケアを支援する中核医療機関として、昭和45年に町立中標津病院が、平成元年には市立根室病院がそれぞれ地域センター病院の指定を受けている。

平成26年末の第二次保健医療福祉圏別の人口10万人当たりの医師数は全道平均230.2人のところ管内103.9人、薬剤師は全道平均200.1人のところ管内88.3人、看護職員は全道平均1,324.3人のところ管内732.4人となっており、医師をはじめとした医療従事者の慢性的な不足などにより、平成26年度の入院自給率が53.4%と低くなっている。

医師等の配置状況については、根室管内が道央圏から離れていることや平成16年度から導入された医師臨床研修制度の施行に伴う医育大学からの常勤医師の派遣が縮小したことにより、診療科によっては、休診又は縮小となるなど、その診療体制の維持が困難な状況にある。

このため、管内の住民は専門的な治療の必要が生じた時、釧路市内等の専門医療機関に通院しているケースが多く見受けられることから、北海道医療計画に基づく医療連携体制の構築を進めていくにあたり、地域センター病院の機能向上及び医師など医療従事者不足の解消が喫緊の課題となっている。

1 イ 福祉

2 管内の高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は、27.5%（平成29年1月1日現在）
3 で、全道平均の29.7%を2.2ポイント下回っているものの、前年に比べると0.8ポイント
4 増加しており、高齢化が年々進行し、介護保険制度における65歳以上の要介護（要支援
5 を含む）認定者数は、3,336人（平成29年1月1日現在）で、65歳以上人口に占める割合
6 は15.8%となっているほか、療育手帳の交付者数が年々増加しており、福祉的な支援を
7 必要とする方々が安全で安心して暮らせるよう地域の支え合い体制づくりを推進する必
8 要がある。

9 高齢者、障がい者、子育て世代やひとり親等を支援する社会福祉施設等は、平成28年
10 12月末で101カ所（老人福祉施設35カ所、障害者支援施設2カ所、児童福祉施設39カ所、
11 その他社会福祉施設25カ所）となっている。

12 今後も高齢者や障がい者などが安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指
13 し、福祉サービスをきめ細かく提供できる体制整備や施設などの基盤整備を進めていく
14 必要がある。

15 また、平成20～24年の平均で管内各市町別の合計特殊出生率は、1.42～1.86と、全国
16 の1.38、全道の1.25と比べ高い状況となっている。

17 しかしながら、管内において人口減少が続いている状況を踏まえ、今後とも一層、未
18 婚化・晩婚化への対応や子育て支援の充実など、地域で安心して子どもを産み育てるこ
19 とができる環境づくりを進めていく必要がある。

21 (3)生活環境

22 ア 住宅

23 住宅については、所有の関係別割合についてみると、平成27年では持ち家62.0%、公
24 営・公団・公社の借家9.0%、民営の借家18.8%、給与住宅9.0%、間借り1.1%となっ
25 ており、全道に比べ、持ち家の割合が5.2ポイント高くなっている。

26 また、平成22年度と比較した場合、持ち家で0.7ポイント、民営の借家で0.1ポイント
27 高くなっており、公営・公団・公社の借家は0.1ポイント、間借りで0.2ポイント、給与
28 住宅は0.6ポイント低くなっている。

29 平成29年3月末時点の公営住宅数は、道営310戸、市町営2,881戸の合計3,191戸とな
30 っているが、住宅規模が小さく、設備の不十分な老朽住宅も多くなっていることから、
31 計画的な建替や改善を進め、高齢化社会への対応や子育て環境の充実を促進し、安心で
32 安全な生活環境の確保を図っていく必要がある。

34 イ 公園

35 都市公園については、平成28年3月末現在、根室市に17カ所36.00ha、中標津町に30
36 カ所158.37haがそれぞれ整備されており、また人口一人当たりの公園面積については、
37 根室市では、16.36㎡/人、中標津町では79.19㎡/人であり、管内では46.28㎡/人と、全
38 道の28.27㎡/人を上回っている。

39 しかし、施設の老朽化が著しいことから、今後とも施設の更新を計画的に行うなど公
40 園をはじめとする地域住民の安らぎと憩いの場や地域のコミュニティ空間の創出に向

1 け、地域の豊かな生活環境づくりを進めていく必要がある。

3 ウ 上下水道

4 管内の上水道については、平成28年3月末の水道普及率は100%と全道平均の98.3%を
5 上回っており、また、平成23年3月末の水道普及率と比べ、0.9ポイント上昇している。
6 今後も安全で安定的な水供給を図っていく必要がある。

7 一方、生活排水処理については、下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽
8 により処理されているが、平成29年3月末の汚水処理人口普及率は、83.9%と全道平均
9 の95.2%を大きく下回っており、衛生的な生活環境を整えるため、今後とも地域の状況
10 に応じて生活排水処理施設の整備促進を図る必要がある。

11 エ 廃棄物処理

12 管内のごみ総排出量は平成26年で約3万 t であり、1人1日当たりの排出量は、1,039
13 g/人・日で全道の990 g/人・日を上回っている。

14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24
25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35
36 37 38 39 40
ごみ処理については、ごみ処理広域化計画に基づき、ごみの排出抑制やリサイクルの
取組が推進されており、中標津町において、平成16年度に根室北部廃棄物処理広域連合
(別海町、中標津町、標津町、羅臼町)を構成する中標津町、標津町、羅臼町の3町が
運営するリサイクルセンターが供用を開始し、別海町において、平成18年度に同広域連
合のごみ処理施設が供用を開始している。

また、根室市においては、人口の減少及び資源化リサイクルの推進により、焼却や埋
立処理をするごみの量は減少傾向にある。

今後もごみのリサイクルに向けた取組を着実に進め、環境負荷の少ない住環境の整備
を進めていく必要がある。

(4)教育・スポーツ・文化・国際化

ア 学校教育

管内の教育機関には、平成29年5月1日現在、幼稚園が17園、小学校が24校、中学校
が21校、義務教育学校が1校、高等学校が7校、特別支援学校が1校ある。

広大な地域に集落が点在しているため、小・中学校及び義務教育学校は、小規模校が
多く、へき地指定校が100%を占めている。

これら管内の教育機関では、地域の豊かな自然や歴史等に親しみ、理解を深めるふる
さと教育の充実に向けた取組が進められており、小・中学校及び義務教育学校において
は、総合的な学習の時間等を活用した「北方領土に関する学習」が積極的に実践される
とともに、高等学校においても北方領土に関する同好会の設置など生徒の主体的な取組
が行われている。

また、管内の小中学校で構成された北方領土学習研究会が毎年、研究大会を開催する
など、北方領土問題に関する教育に携わる指導者の育成にも力を入れており、元島民の
高齢化が進む中、北方領土返還要求運動の拠点地域として、次世代に運動をつなげるた
めの取組を今後も推進していく必要がある。

なお、公立小中学校の耐震化率は、管内では平成24年4月1日現在の70.3%が、平成2

1 9年4月1日現在では90.2%と改善されたが、全道の94.4%と比べ4.2ポイント低く、耐
2 震化が遅れていることから、安心して学ぶことができる教育環境の実現に向けた対策が
3 必要である。

4 5 **イ 社会教育(スポーツ・文化)**

6 管内においては、生涯学習センターなど社会教育施設が平成29年5月時点で32施設、
7 陸上競技場など社会体育施設89施設あり、これら社会教育施設等の機能を活用し、学校、
8 家庭、地域が一体となって地域の教育力の向上を図るための社会教育活動が多様に実践
9 されている。

10 人口1万人当たりの文化施設数については、ここ数年、ほぼ変化がない状況であるが、
11 管内には標津遺跡群(伊茶仁カリカリウス遺跡、古道遺跡、三本木遺跡)等の国指定史
12 跡や根室^{くろまいし}車石等の国指定天然記念物など貴重な文化財が多い。

13 これらについては、適切な保存が行われているとともに、管内にある史跡自然公園、
14 郷土資料館等の施設では、勾玉づくり体験や史跡見学会などのほか様々なイベントを行
15 い、文化財に親しむ活動が推進されている。

16 今後とも地域の貴重な財産として文化財などの適切な保存を行うとともに、それらを
17 活用した取組による地域活性化を図っていく必要がある。

18 19 **ウ 国際化**

20 管内では、ロシア語教室や文化理解講座、料理教室などが行われており、市町や民間
21 団体などが、それぞれの立場で国際交流に取り組んでいる。

22 管内では全ての市町に外国語指導助手(ALT)が配置されているほか、別海町や中標
23 津町では、高校生の海外視察研修事業や農業研修事業を実施するなど、アメリカ、ロシ
24 ア、ドイツ、ニュージーランドなどの海外都市と産業経済・教育・文化等の交流を深め
25 ている。

26 国際的な相互関係がますます緊密化し、グローバル化が進む中、多様化する環境に順
27 応できる人材を育成することが重要であり、今後もロシア極東地域をはじめ、近隣諸国
28 との人的、物的交流を積極的に促進することが必要である。

29 30 **(5)交通体系・情報通信基盤**

31 **ア 道路**

32 管内は、広大な面積に集落が点在しており、住民生活と地域経済の根幹をなす人員・
33 物資の輸送などに国道、道道等の幹線道路が重要な役割を果たしている。

34 道路延長は、平成28年4月1日現在において、国道6路線290.0km、道道44路線593.9
35 km、市町村道2,238路線2,513.4kmであり、改良・舗装率は、国道に関しては両項目とも
36 100%、道道に関しても両項目とも99%以上となっており、全道の整備率を上回ってい
37 る。

38 一方、市町村道に関しては全道に比べ、改良率で11.6ポイント、舗装率で0.2ポイン
39 ト上回っている状況であるが、今後とも計画的に整備を進めていくことが必要である。

40 道央圏とのアクセスについては、道東自動車道が阿寒インターチェンジまで開通した

1 ことにより、帯広市を經由する根室市～札幌市間の所要時間は、平成23年から平成28年
2 の5年間で39分短縮されている。

3 管内では、高規格幹線道路である北海道横断自動車道根室線（釧路～根室間）と、地
4 域高規格道路である釧路中標津道路と根室中標津道路の2路線により地域を結ぶ三角
5 形の幹線道路網の整備構想（釧根トライアングル整備構想）を策定し、早期整備の要望
6 を行っている。

7 これらの幹線道路は、一部完成している区間もあるが、いまだ全体の完成には至って
8 はおらず、流通や観光などの産業振興をはじめ、医療など生活の様々な機能が広域に分
9 散しているこの地域において、地域経済と住民生活を支える重要な路線であり、早期完
10 成が強く求められている。

11 イ 港湾

12 重要港湾に指定されている根室港は、オホーツク海側の根室港区と太平洋側の^{はなさき}花咲港
13 区の2港区で構成されており、管内の主要な物流拠点及び北方海域の中心的な漁業基地
14 としての役割を果たしているとともに、四島交流事業をはじめ北方墓参及び北方領土へ
15 の自由訪問の玄関口となっている。

16 平成21年9月には、花咲港区南埠頭が完成し、全国有数の水揚げを誇るサンマ漁等の
17 水産基地としての機能が充実された。

18 平成28年の入港船舶数34,897隻のうち33,868隻、97.1%が漁船となっている。また、
19 ロシア船の入港船舶数が380隻となっており、主に輸入水産品が取り扱われている。

20 岸壁の改良など物流機能の強化に向けた整備が進められているが、港湾施設の老朽化
21 対策等を図ることが地元から求められており、港を核とした街のにぎわいを創出するた
22 めにも、今後とも港湾施設の充実・強化を図っていく必要がある。

23 ウ 空港

24 中標津空港は、首都圏及び道央圏と管内を結ぶ航空路線を有する唯一の空港であり、
25 世界自然遺産「知床」の空の玄関口として多くの人に利用されている。

26 平成20年4月に、利便性と快適性の向上のためのバリアフリー化など空港ビルの増改
27 築工事が完了し、平成27年7月には開港50周年を迎えた。

28 現在は東京線1往復/日、新千歳線3往復/日の運航が行われており、平成28年度にお
29 ける旅客利用数は198,558人で、平成27年度を3,091人上回り2年連続の増加となった。
30 （搭乗率66.4%）

31 各路線別には、東京線においては、平成28年度の旅客利用者数は90,973人で、平成27
32 年度を1,188人下回った。（搭乗率63.7%）

33 新千歳線においては、平成28年度の旅客利用者数は107,585人となり、平成27年度を4,
34 279人上回った。（搭乗率68.9%）

35 中標津空港の活性化に向けて、こうした既存路線の更なる利用促進が求められている
36 とともに、新たに北方領土隣接地域振興航空路線誘致促進期成会が平成29年1月に設立
37 され、LCC路線誘致など隣接地域の交流人口拡大による地域振興に取り組んでいる。

38 今後とも、誰もが利用しやすい空港として整備していくとともに、観光をはじめとした
39 40

1 地域産業の活性化と住民生活の利便性向上に向け、道内外との航空ネットワークの形成
2 や空港機能の向上等を図っていくことが必要である。

3 4 **エ 鉄道**

5 管内の鉄道は、釧路と根室を結ぶ根室本線（通称：花咲線/135.4km）のみであり、通
6 学や通院等の移動手段として地域住民の生活を支えるとともに、北方領土隣接地域を結
7 ぶ唯一の鉄道路線としての役割を果たしている。

8 近年、沿線人口の減少や少子高齢化の進行などにより、鉄道の利用者数は減少してお
9 り、平成27年度の輸送密度は449人と少なく、平成28年11月にJ R北海道が発表した、
10 単独では維持することが困難な線区として位置づけられている。

11 こうした中、根室地方総合開発期成会においては、平成29年5月にJ R根室本線花咲
12 線対策特別委員会を設置し、線区の維持・存続について調査・検討を進めている。

13 14 **オ 情報通信基盤**

15 産業の活性化や行政運営の高度化・効率化、地域振興など様々な分野での情報通信技
16 術の効果的な利活用を進めていくためには、高度な情報通信基盤であるブロードバンド
17 の整備が必要であり、道内においても情報通信基盤の整備が進められた結果、平成23年
18 に管内全ての市町でブロードバンドサービスの利用が可能となっている。

19 更に最近では、スマートフォンやタブレット端末の急速な普及やソーシャルメディア
20 の利用拡大など、技術が進歩しており、災害時には、テレビやラジオ等の従来のメディ
21 アだけでなく、ツイッター等のソーシャルメディアの活用が注目されるなど、情報通信
22 への期待は高まっている。

23 今後も地域情報化の進展により住民サービスの向上や産業・観光振興等を図るため、
24 高度な情報システムやWi-Fi環境など情報通信基盤の整備を進めていく必要がある。

25 26 **(6)国土保全・水資源開発・災害対策・環境保全**

27 **ア 国土保全・水資源開発**

28 治山事業については、近年、台風や大雨の影響により、山地災害が多発していること
29 から、森林機能回復のための山地治山事業をこれまで以上に推進していく必要がある。

30 砂防事業については、平成28年度時点で急傾斜地崩壊危険箇所が206カ所、土石流危
31 険溪流が92カ所あり、災害発生の防止に向け、土留柵など急傾斜地崩壊対策が進められ
32 ている。

33 また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12
34 年法律第57号）」（以下「土砂法」という。）による土砂災害警戒区域の指定は、平成29
35 年5月末現在で根室市、別海町、羅臼町においてそれぞれ1カ所が指定されており、平
36 成31年度末までには、管内の基礎調査の完了を予定している。

37 更に、土砂法の一部改正に伴い、基礎調査結果の公表、避難体制の充実・強化が図ら
38 れ、ハード、ソフトの両面から総合的な土砂災害対策が推進されている。

39 河川では、二級河川が21河川310.4km、準用河川が8河川11.28kmとなっており、自然
40 豊かな水辺環境に配慮した河川改修事業等が進められている。

1 標津川については、河川整備が進められているが、いまだ河積が不足しており、安全
2 度が確保されていない区間があることから、河川整備を一層推進する必要がある。

3 海岸保全については平成28年3月末現在、海岸線479.9kmのうち、海岸保全区域とし
4 て189.15kmが指定されている。

5 根室沿岸は、国内最大の鉤状分岐砂嘴^{かぎじょうぶんきさし}である野付半島や野鳥の宝庫である春国岱な
6 ど貴重な自然環境を有し、沿岸域は「知床国立公園」や「野付風蓮道立自然公園」に指
7 定されているなど自然豊かな海岸線を有している。

8 これまでも堤防や護岸などの施設整備を進めてきたが、いまだ施設整備の必要な地区
9 が残されており、引き続き整備を進めていく必要がある。

10 水資源については、健全な水循環の確保に向けて、水源の涵養^{かん}の機能を高めていくな
11 どの環境整備を進めていくことが必要である。

12 13 イ 災害対策

14 管内は、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が非常に高い地域（地
15 震調査委員会H29.4公表）であり、地震防災対策を推進する必要がある地域（「日本海溝・
16 千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律
17 第27号）」に基づく「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」として、
18 国が策定する「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略」に基づく地震や津
19 波等に備えた防災対策の推進が課題となっている。

20 また、管内では、平成25年3月に中標津町で5名の死者が発生した暴風雪災害、平成
21 26年12月及び平成27年10月に根室海峡側で床上浸水や漁船破損等の被害が多数発生し
22 た高潮災害や平成28年8月から9月に羅臼町で1名の死者が発生した大雨の影響によ
23 る土砂災害が発生しており、引き続き自然災害に備えた防災対策の推進が必要である。

24 25 ウ 環境保全

26 管内では、原始的な自然で最後の秘境と呼ばれる「知床国立公園」、日本最大級の砂
27 嘴の野付半島や風蓮湖などの湖沼を有する「野付風蓮道立自然公園」など4カ所の自然
28 公園をはじめとして、国指定の原生自然環境保全地域や2カ所の道自然環境保全地域、
29 14カ所の鳥獣保護区が指定されている。

30 また、根室市、別海町及び標津町の根室海峡沿岸には、高層、中層、低層湿原、塩性
31 湿地及び潟湖等が存在し、国内有数の規模をもつ湿地が連続性をもって分布している。

32 これらの道東湿地群は、シマフクロウやオオワシなどの多くの希少な鳥類をはじめ、
33 多くの野生生物の重要な生息地や渡り鳥の重要な渡来地となっている。また、氷河期の
34 遺存種である昆虫類が多数生息するとともに、アザラシ類や海鳥の重要な生息地となっ
35 ている。

36 知床連山や根釧原野の地平線など、雄大な自然景観を有し、多様な野生生物が生息す
37 る北海道の中でも豊かな自然が残された地域であることから、今後ともこれらの生物多
38 様性の保全対策を推進することが必要である。

39 再生可能エネルギーの利用等の生産活動や国土保全のための開発を進める際には、こ
40 れら生物多様性の保全を図っていく必要があることから、自然環境との調和を図り、貴

1 重な自然を大切な財産として後世につなげていくことが重要である。

2 3 (7)北方領土問題

4 ロシア連邦に対して返還を要求している北方四島は、安政元年（1855年）の日魯通好
5 条約の調印により択捉島とウルップ島の上に国境が確定されてから、いまだかつて一度
6 も外国の領土となることがない我が国固有の領土であるが、旧ソ連が第二次世界大戦
7 終結後の昭和20年8月28日以降9月5日の間に不法占拠し、翌21年にソ連の自国領に編
8 入して現在に至っている。終戦当時、北方領土には、1万7千人以上の日本人が居住し
9 ていたが、強制的に退去させられ、平成29年3月末現在、存命の方は6,166人となっ
10 ており、そのうちの約25%、1,564人が管内に居住している。

11 また、管内は、昭和20年12月に当時の安藤石典根室町長が、^{いしすけ} 連合最高司令官マッカー
12 ーサー元帥に対し、北方領土を米軍の保障占領下に置き、住民が安心して生業につくこ
13 とができるようにしてほしい旨の陳情書を提出したところから始まった北方領土返還
14 要求運動発祥の地でもあり、北方領土問題に関する啓発活動等を積極的に展開してい
15 る。

16 しかし、戦後72年を経て、運動の中核を担ってきた元島民の6割以上は既に他界し、
17 存命の元島民も高齢化しており、この地域からの新たな運動の担い手の育成や北方領土
18 問題に関する国民世論の啓発を停滞させることなく着実に推進していくことが重要な
19 課題となっている。

20 管内は、北方四島在住ロシア人との間で相互理解の増進を図り、北方領土問題の解決
21 に寄与することを目的として、旅券・査証（ビザ）なしで実施している四島交流事業に
22 おいて、我が国国民の北方四島への訪問及び北方四島在住ロシア人の受け入れや人道的
23 見地から実施している北方墓参及び北方四島への自由訪問における玄関口となってい
24 るとともに、北方四島において共同経済活動を行う際に、中心的な役割を担うことが期
25 待されている。そのため、これらを円滑に進めるためには、重要港湾根室港をはじめ、
26 中標津空港など関連施設の整備を進めていく必要がある。

27 さらに、管内は北方領土問題が未解決であることにより、北方四島との自由な往来や
28 物流が制限されているなど、長い間特殊な事情の下に置かれ続けている。

29 このような事情にかんがみ、特別措置法及び基本方針に基づき、「北海道知事が北方
30 領土隣接地域の市・町の長の意見を聴いて、同地域の振興及び住民の生活の安定に関す
31 る計画を作成し、主務大臣の同意を求めることができる」とされ、この計画に基づき管
32 内の市町及び道が実施する事業に対しては様々な特別措置（①国の負担又は補助の割合
33 の嵩上げ措置（同法第7条）、②地方債についての配慮（同法第8条）、③財政上の配慮
34 等（同法第9条）、④北方領土隣接地域振興等基金の設置とその運用益による助成（同
35 法第10条））が講じられている。

36 しかし、特別措置法が制定されてから35年の歳月が経過した現在でも北方領土問題は
37 未解決のままとなっており、また、同法に基づき設けられた100億円の北方領土隣接地
38 域振興等基金は、金利低下の影響により運用益が大幅に減少し、運用益を活用した地域
39 振興策等の実施が限界に近づいている状況にあることから、抜本的な対策が求められて
40 いる。

1 今後も国、道、隣接地域の市町をはじめ関係機関が一層連携を密にして、北方領土返
2 還要求運動の拠点であるこの地域の振興及び住民の生活の安定の実効を期することが
3 課題となっている。

1 第3章 施策の基本的な方向及び主な施策

2 前章の「北方領土隣接地域の現状と課題」を踏まえ、平成30年度から平成34年度までの5
3 年間においては、次の6つの柱を立て、柱ごとに掲げる基本的な方向に沿って、この地域を
4 安定した地域として形成するのに資するために必要な施策の推進を図る。

5 また、北方四島における共同経済活動に関しては、現時点において具体的な内容は明らか
6 になっておらず、日露政府間における今後の協議の進捗状況などを踏まえる必要があるが、
7 隣接地域の振興に幅広く資する取組となることが想定されることから、6つの基本的な柱に
8 横断的に関わる施策として位置づける。

9 なお、第8期計画においては、限られた資源を有効に活用し、より実効性のあるものとする
10 ため、第7期計画に引き続き、隣接地域1市4町それぞれが抱える課題を踏まえ、主な施
11 策の中から重点的に実施する施策（重点施策）を設定するとともに、別途、重点施策ごとに
12 計画終了時点となる5年後の到達目標を定める。

13

14 (注) 重点施策は今後、隣接地域1市4町と調整の上選定

15

1 活力ある地域経済の展開

16

(1) 農業の振興

17

18

【基本的な方向】

19

- 20 ○農業・農村の役割・機能に対する道民意識の共有を図る。
- 21 ○需要に応じた安全・安心な食料の安定供給とこれを支える持続可能な農業を推進す
22 る。
- 23 ○国内外の食市場を取り込む高付加価値農業を推進する。
- 24 ○農業・農村を支える多様な担い手の育成・確保を図る。
- 25 ○農業生産を支える基盤づくりと戦略的な技術開発・導入を推進する。
- 26 ○活力に満ち、心豊かに暮らしていける農村づくりを推進する。

27

28

29

【主な施策】

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

- ・農業・農村の多様な役割・機能のコンセンサスづくり
- ・食育や地産地消による農業・農村に関する理解促進
- ・安全・安心な食品づくりに向けた取組や愛食運動・食育の推進
- ・多様なニーズに対応した競争力のある農畜産物の計画的かつ安定的な生産の推進
- ・環境と調和した農業の推進
- ・生産資材の安定供給と鳥獣害の防止
- ・バイオマス等の地域資源の利活用の推進
- ・付加価値の高い農畜産物の生産と新たな需要の創出
- ・農業者と商工業者等が連携した地域資源を活かした6次産業化の推進
- ・地域の特性を活かしたブランド化の推進

- 1 ・農畜産物や食品の輸出促進に向けた環境整備
- 2 ・新規就農者の育成・確保
- 3 ・担い手の経営体質の強化
- 4 ・農業法人の育成
- 5 ・家族経営体を支える地域営農支援システムの整備・活用
- 6 ・女性農業者等が活躍できる環境づくり
- 7 ・農業生産基盤の整備の推進
- 8 ・優良農地の確保と適切な利用の促進
- 9 ・多様なニーズに応じた新品種・新技術の開発と普及
- 10 ・ICTを活用した省力化や高品質化などスマート農業の実現に向けた新技術の開発・普及
- 11 ・地域の特色ある資源を活かした農村づくりの促進
- 12 ・農業・農村の多面的機能を発揮する取組の推進
- 13 ・グリーン・ツーリズムの推進など都市と農村の交流の促進
- 14 ・安全で快適な生活環境の整備や誰もが安心して暮らすための社会サービスの充実

16 (2)水産業の振興

18 【基本的な方向】

- 19 ○水産資源の適切な管理と秩序ある利用を推進するとともに、漁場の計画的な整備や、
- 20 効果的な種苗放流事業など海域の特性を生かした栽培漁業を積極的に推進する。
- 21 ○漁業の将来を担う後継者を確保するとともに、収入安定対策等による漁業経営の安定、
- 22 他産業と連携した付加価値向上や経費縮減の取組等による収益性の向上などを推進す
- 23 。
- 24 ○衛生管理の高度化等による水産物の安全・安心の確保を図るとともに、魚食普及やブ
- 25 ランド化等の国内外における積極的な販路拡大の取組など、道産水産物の競争力の強
- 26 化を推進する。
- 27 ○環境と調和した水産業の展開と安全で活力ある漁村を構築する。
- 28 ○生産や流通の拠点となる漁港・流通加工施設の整備を図る。
- 29 ○漁業者、市町村、学校関係者及び市民団体等と連携しながら、食育や漁業体験などと
- 30 併せ水産業・漁村についての総合的なPR活動を展開する。

33 【主な施策】

- 34 ・ホタテやホッキ、ウニ、ナマコ等の効果的な種苗放流事業の推進など、海域の特性に
- 35 応じた栽培漁業の展開
- 36 ・水産生物の生活史に配慮した増殖場や魚礁などの整備の推進
- 37 ・水産資源状態の的確な把握と適切な資源管理の推進
- 38 ・秋サケ資源の回復・安定化やコンブの生産増大の推進
- 39 ・北方四島周辺水域及びロシア200海里水域における安定的・継続的な操業の確保
- 40 ・漁業就業希望者への的確な情報の提供や技術・知識の習得の促進及び漁村地域が主体

1 となった受入体制の整備の推進

- 2 ・青壮年や女性就業者の活動の促進及び女性や高齢者に配慮した就労環境の整備の推進
- 3 ・食生活の変化など消費者のニーズに対応した新製品や加工技術の開発
- 4 ・魚食普及の取組や将来を担う子ども達を対象とした食育などの取組の推進
- 5 ・海外でのPRなど輸出の拡大
- 6 ・多様な消費者のニーズや厳しい価格競争に対応するための新たな流通形態の開拓や食
- 7 のブランド化の推進
- 8 ・トド等の海獣による漁業被害対策の推進
- 9 ・水産廃棄物の適正な処理と再利用の推進
- 10 ・漁港・漁村における防災・減災機能の強化の推進
- 11 ・漁港施設の長寿命化を図るための補修・改修の推進
- 12 ・鮮度保持や衛生管理の向上、HACCP対応等を図る漁港や流通加工施設の整備
- 13 ・家庭・学校・地域など様々な場における水産業や漁村に対する理解を深める取組の推進
- 14 ・安全な食べ物を選択する能力や望ましい食習慣を身につける食育の推進
- 15 ・食の安全や地産地消、環境に関心を持つ道民と水産関係者などとの交流の推進

17 (3) 林業・木材産業の振興

19 【基本的な方向】

- 20 ○人工林資源が利用期を迎える中、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向け、計
- 21 画的な伐採と着実な再生林を実施する。
- 22 ○木材供給力を向上させるため、森林施業の低コスト化や生産性の向上を図る。
- 23 ○森林施業の着実な実施に向けて、林業事業者の育成を図る。
- 24 ○地域材の利用を促進するため、木材の加工流通体制を整備するとともに、建築分野で
- 25 の利用や木質バイオマスエネルギーの利用を促進する。
- 26 ○地域住民や企業等の参加・協力により、植樹や育樹、森林環境教育等の木育活動を推
- 27 進する。

30 【主な施策】

- 31 ・計画的な伐採・再生林や優良種苗の安定供給対策の推進
- 32 ・エゾシカなどによる森林被害対策の推進
- 33 ・路網整備や高性能林業機械の導入による効率的な作業システムの普及・定着の促進
- 34 ・森林づくりを担う人材の育成・確保や経営体質の強化による森林づくりを支える林業
- 35 事業者の育成
- 36 ・製品の生産性や品質・性能の向上を図るため、木材加工流通施設の整備の推進
- 37 ・建築分野をはじめとした様々な分野での需要創出や木質バイオマスの安定供給体制の
- 38 構築による地域材の利用促進
- 39 ・木育マイスター等と連携した木育活動及び子育て世代とその子供に対する木育活動の
- 40 推進

(4) 商工業の振興

【基本的な方向】

- 地域の主要産業である食品工業の高付加価値化に向け、水産物や農畜産物等の鮮度保持・品質向上のための基盤整備を推進する。
- 水産物や農畜産物を利用した付加価値の高い特産品開発と商品化に向けた取組を促進する。
- 新鮮で衛生的な水産物・農畜産物及び食料加工製品の地産地消を進めるとともに、販路拡大に向けた取組を促進する。
- 既存企業の経営基盤の強化を図るとともに、関連産業の誘致促進など産業の集積を推進する。
- 厳しい市場競争等に勝ち抜くため、高付加価値化を推進するとともに、新たな市場への参入促進を図るほか、食品工業のみならず関連産業を含めた産業集積を促進する。
- 地域内の商業の活性化に向け、高齢化に対応した商業形態への転換や魅力ある商店街づくりのための取組を促進する。

【主な施策】

- ・ HACCP手法など衛生管理の導入や加工技術の高度化に向けた工場等の施設設備の整備促進
- ・ 高付加価値の特産品開発や加工技術の高度化に係る研究開発、海洋深層水など地域資源を活かしたブランド化等の取組の促進
- ・ 地域ブランド力の強化に向けた地域の関係者によるネットワークづくりや消費者との双方向交流等の取組の戦略的な推進
- ・ 地域の特産品の地産地消を進めるための学校給食等への活用や国内外への水産物、農畜産物、これらを活用した加工製品等、地域産品の販路拡大の促進
- ・ 既存企業の経営基盤強化及び関連産業集積に向けた情報提供の充実や各種融資制度の周知と活用の促進
- ・ 新しい地域産業創出に向けた起業家の育成支援の推進
- ・ 「産業クラスター創造研究会」の活動の促進
- ・ アンテナショップによるマーケティング支援、商談会や物産展等によるビジネスマッチングの推進
- ・ 道産食品の発掘、磨き上げと新たなブランドの育成
- ・ 人の交流や高齢者の憩いの場となる街中の整備やにぎわいを創出するための取組の推進
- ・ 中小・小規模企業の事業承継に向けた取組支援

1 (5)雇用対策の推進

【基本的な方向】

- 地域の創意に満ちた雇用創出や、雇用の受け皿づくりを行う。
- 新規学校卒業者の地元企業への就職を促進するとともに、季節労働者の通年雇用化に向けた取組の推進を図る。
- 誰もが安心して働くことができるように、労働環境や勤労者福祉の充実にに向けた取組を促進する。

【主な施策】

- ・事業者向けセミナーや個別相談会の開催による経営安定・雇用創出への支援
- ・ハローワークなどとの連携による就職相談や職業斡旋、U・J・Iターンの促進
- ・「通年雇用促進協議会」の活動の促進
- ・労働相談ホットライン等による勤労者及び事業主に対する労働相談の実施の推進
- ・労働条件の改善、働きやすい環境づくりについての事業主への啓発などの促進

2 地域の資源を活かした交流人口の拡大

【基本的な方向】

- 北方領土に隣接するという地域特性や地域の恵まれた自然環境などの豊富な観光資源を活かすとともに、地域産業とも連携した魅力ある体験型観光を推進する。
- 十勝地域・オホーツク地域・釧路地域との広域的ネットワークや広域観光ルートの形成などを図り、通年型・滞在交流型観光の実現に向けた多様な観光メニューづくりを推進する。
- 外国人を含む観光客にとっての利便性の向上を図るため、観光スポットやルート、特産品など観光に関する情報提供の充実に努める。
- 貴重な観光資源である自然環境との調和を保ちつつ、観光客が安心して快適に観光するための基盤整備を促進する。
- 地域と道央圏・首都圏とを結ぶ管内唯一の空港である中標津空港の機能強化と利便性の向上を図る。【再掲】
- 中高生等が北方領土問題をはじめとして、基幹産業や、世界自然遺産、ラムサール条約湿地等の自然と直にふれあうことのできる修学旅行等の誘致を図る。
- 北方領土問題の普及・啓発及び北方四島在住ロシア人との交流に資するための施設の整備を推進する。【再掲】
- 冷涼・小雪好天な気候特性を活かした長期滞在や移住・定住の取組を推進する。

【主な施策】

- ・北方領土問題についての正しい理解と認識を深める北方領土学習の推進

- 1 ・バードウォッチング等の地域の恵まれた自然とふれあうエコツーリズム、グリーンツ
- 2 ーリズムなど地域資源、地域特性を活かした滞在交流型・体験型観光の推進
- 3 ・通年型・滞在交流型観光への転換に向けた近隣地域との広域的なネットワークの形
- 4 成、海洋ルートを含めた周遊型観光ルートの構築、観光メニュー作成に向けた取組の
- 5 推進
- 6 ・広域観光ルートや観光情報を盛り込んだルートガイドの作成・配付、インターネット
- 7 をはじめとした広報媒体を活用した観光情報発信の促進
- 8 ・外国人観光客にも対応できる観光案内拠点や多言語ポータルサイトによる地域の観光
- 9 情報や防災情報の提供の推進
- 10 ・ネイチャーガイドの養成、案内板、Wi-Fi整備の推進
- 11 ・世界自然遺産「知床」、ラムサール条約湿地や史跡など地域の自然・文化財の観光へ
- 12 の活用を目的とした交流施設の整備などの推進
- 13 ・観光地の情報拠点等を目指した「まちの駅」など新たな観光交流拠点の整備や歴史的
- 14 建造物の保存に向けた検討
- 15 ・観光客の利便性を重視した宿泊施設など施設整備の検討
- 16 ・多言語表記による案内標識の設置の推進
- 17 ・観光シーズン中に地域の観光地間を結ぶ巡回バスの運行の促進
- 18 ・道内外航空路線の充実に向けた取組の推進【再掲】
- 19 ・LCC航空等による新規就航及び既定路線の拡充【再掲】
- 20 ・国際航空路線等の誘致の促進【再掲】
- 21 ・「地方空港を活用した教育旅行誘致の連携と協力に関する協定」に基づく教育旅行の
- 22 誘致とそのため受入体制の整備の推進
- 23 ・北方領土問題の普及・啓発及び四島交流に資する各種施設の整備の推進【再掲】
- 24 ・北方四島ビューポイントパーキング及び道の駅の検討・整備
- 25 ・多様な世代、都市との交流の推進
- 26 ・移住・定住の受入体制づくりの推進
- 27 ・地域一体となった情報発信の推進
- 28 ・地域おこし協力隊の活用促進

3 ゆとりと安心の実感できる地域社会の形成

(1) 医療の確保

【基本的な方向】

- 地域住民の生活の根幹をなす地域医療体制の充実に向け、医師をはじめとする医療従事者の安定的な確保を図る。
- 地域に必要な診療体制を確保し、安定した医療サービスの提供を図るため、地域センター病院を中心とした医療機関の充実を図る。
- 高度医療や救急医療などに適切に対応できるよう、中核医療機関の機能強化や広域医療機関の整備を促進する。

【主な施策】

- ・地域の医療従事者の安定的な確保に向けた養成・確保の推進
- ・地域の医療機関の機能の充実のための医療機器導入や施設・設備等の整備促進
- ・遠隔医療支援システムの導入及び活用の促進
- ・中核医療機関の機能強化に向けた院内ネットワーク構築など施設設備の整備の推進
- ・救急搬送体制の充実に向けた高規格救急自動車の整備推進や自動体外式除細動器の普及・啓発の推進
- ・ドクターヘリの運航体制の維持と安定した運航に必要な施設整備等の推進

(2) 生活環境及び社会福祉の充実

【基本的な方向】

- 地域住民が快適に暮らせる生活環境の実現に向け、生活インフラの整備・充実を図る。
- 地域の貴重な財産である自然環境の保全に向け、住民生活と調和した豊かなまちづくりを進める。
- 高齢者や障がいのある方などが安心して心豊かに暮らすことができる地域社会の実現を目指し、福祉サービスをきめ細かく提供できる体制整備や施設など基盤整備を推進する。
- 安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを目指し、地域全体で支える多面的な子育て支援を推進する。

【主な施策】

- ・子どもから高齢者、障がいのある方まで全ての人に配慮した公営住宅等の計画的な整備の推進
- ・都市公園等の計画的な整備の推進
- ・多目的集会場等のコミュニティ活動の場となる施設の整備の推進
- ・火葬場等の整備の推進
- ・廃棄物の適正処理やごみの分別化、再資源化に向けた取組の促進

- 1 ・廃棄物処理施設や上下水道等の生活環境施設の整備の推進
- 2 ・農山漁村における集落排水施設の整備、生活排水対策のための浄化槽の整備の推進
- 3 ・医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを一体的に提供する地域包括ケアシス
- 4 テムの構築及び高齢者・障がいのある方のための社会福祉施設の整備の推進
- 5 ・介護予防対策、健康相談・指導、疾病予防などの推進
- 6 ・認定子ども園等児童福祉施設の整備の推進や結婚支援など結婚、妊娠・出産、子育て、
- 7 子育て・自立の各ライフ・ステージごとに切れ目のない支援の推進

9 (3)教育、文化、スポーツ及び国際化の振興

11 【基本的な方向】

- 12 ○次世代を担う子どもたちが安心して学ぶことができる教育環境の整備を推進する。
- 13 ○あらゆる世代が、いつでも主体的に学べる生涯学習の環境づくりを推進する。
- 14 ○健康で心豊かな生活の実現に向け、スポーツに親しむ環境整備を推進する。
- 15 ○貴重な文化財を次世代に守り伝えるための適切な保存活動の推進と、歴史や文化に親
- 16 しむことができる環境づくりを推進する。
- 17 ○国際化に向けたロシアをはじめとする近隣諸国との人的・物的交流の促進のための環
- 18 境整備を図るとともに、多様化する環境に順応できる国際性豊かな人材の育成を図
- 19 る。

21 【主な施策】

- 22 ・小中学校等の改修・改築等の推進
- 23 ・小中学校等の既存施設の耐震化整備や老朽化対策、スクールバスの整備等の促進
- 24 ・小中学校等における情報教育設備の整備等の推進
- 25 ・地域人材を活用した教育活動の支援や地域の特性等を考慮した教育環境の充実
- 26 ・地域の医療や産業の従事者及び関係機関などと連携した、小中学生や高校生への職業
- 27 体験の機会確保の推進
- 28 ・医進類型指定校や医育大学を目指す小中学生や高校生への支援の推進
- 29 ・歴史的建造物や文化財など地域資源を有効活用した学習機会の充実と学習で培った知
- 30 識・技能を活かすことができる環境づくりの推進
- 31 ・スポーツ大会等の開催やスポーツ・レクリエーション施設の整備の推進
- 32 ・芸術・文化施設等の整備並びに地域の文化財の保護、保存及び活用等の推進
- 33 ・ロシア語をはじめとする多言語教育の推進
- 34 ・友好姉妹都市等への青少年海外派遣など国際交流の推進
- 35 ・総合的な学習の時間などを活用した北方領土に関する学習の促進と北方領土問題に関
- 36 する教育に携わる指導者の育成強化の推進

1 4 社会・経済の安定的な発展の基盤の形成

2 (1)交通体系及び情報通信基盤の整備

3 ア 道路

4
5 **【基本的な方向】**

- 6 ○地域経済と住民生活を支える道路交通網の高速化の実現に向け、根室・中標津・釧路
7 の主要3都市を相互に結ぶ幹線道路ネットワークの整備を促進する。
8 ○広域的アクセスの向上を図るため、地域間の人的・物的流通の根幹をなしている国道
9 や道道の整備促進を図る。
10 ○住民の日常生活を支える安全で利便性の高い道路交通網の構築に向け、市町道の整備
11 を促進する。
12 ○貴重な自然環境や住みよい住環境に配慮した道路整備を推進する。
13 ○冬期間や悪天候時の安全で安心な交通を確保するため、雪害や大雨等の自然災害に強
14 い道路整備や幹線道路等における交通事故対策を推進する。

15
16
17 **【主な施策】**

- 18 ・主要都市を結ぶ幹線交通ネットワークを担う高規格幹線道路や地域高規格道路の整備
19 の促進
20 ・広域的な交通ネットワークを形成している国道や道道の整備の促進
21 ・各地域内で身近な生活を支える市町道の整備の促進
22 ・自然環境と都市環境の調和が図られた街路の整備促進
23 ・雪崩、地吹雪対策など積雪寒冷地の特性を考慮した防災対策の推進
24 ・通学路における歩道の設置など交通安全対策の推進

25
26 イ 港湾

27
28 **【基本的な方向】**

- 29 ○管内唯一の重要港湾であり、北方海域における漁業基地や北方四島との玄関口、さら
30 には交流拠点として重要な役割を果たしている根室港（根室港区、花咲港区）につい
31 て、物流・水産振興などに資する機能の一層の充実・強化を図る。

32
33
34 **【主な施策】**

- 35 ・港湾施設の整備の促進
36
37

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18

ウ 空港

【基本的な方向】

○地域と道央圏・首都圏とを結ぶ管内唯一の空港である中標津空港の機能強化と利便性の向上を図る。

【主な施策】

- ・ 空港施設の整備の推進
- ・ 道内外航空路線の充実に向けた取組の推進
- ・ LCC航空等による新規就航及び既定路線の拡充
- ・ 国際航空路線等の誘致の促進

エ 鉄道【調整中】

オ 情報通信基盤の整備

【基本的な方向】

- 情報化の進展を踏まえ地域経済及び住民生活の向上を図るため、高度情報社会に対応した情報通信基盤の整備を進める。
- 住民サービスの向上に向けた行政機関の情報システムの高度化の推進を図る。

【主な施策】

- ・ 広大な地域特性に対応する高速ブロードバンド環境の整備の促進
- ・ 小中学校等における情報教育設備の整備等の推進【再掲】
- ・ 外国人観光客にも対応できる観光案内拠点や多言語ポータルサイトによる地域の観光情報や防災情報の提供の推進【再掲】
- ・ ネイチャーガイドの養成、案内板、Wi-Fi整備の推進【再掲】
- ・ 総合行政ネットワークシステムの整備の推進
- ・ 津波・高潮情報等の防災情報共有システムの整備の促進【再掲】
- ・ 防災行政無線のデジタル化等の整備の推進【再掲】
- ・ 道路や河川管理の高度化に向けた地理情報システム（GIS）の整備の促進

(2) 国土の保全及び水資源の開発

【基本的な方向】

- 局所的な豪雨等による山地災害発生箇所の早期復旧を進めるとともに、重点的な予防対策を推進する。
- 水害から地域を守るため、河川整備など治水対策を推進するとともに、高波などによる浸水や海岸侵食を防止するため、海岸保全対策を推進する。
- 地域における水資源の保全と水の安定供給に資するため、水源の涵養機能の強化や水供給体制の整備を推進する。

【主な施策】

- ・ 山地災害発生箇所の早期復旧及び山地災害危険地区における予防対策のための治山施設、保安林の整備の推進
- ・ 洪水などによる被害の防止・軽減のための河川整備の推進
- ・ 高波などによる浸水、海岸侵食被害の軽減化に向けた海岸保全施設等の整備の推進
- ・ 内水氾濫対策のための下水道整備の推進
- ・ 保安林機能強化のための複層林や針広混交林など多様な森林の整備の推進
- ・ 安全な水の安定供給に向けた水道施設の整備の推進
- ・ 農業生産基盤の整備の推進【再掲】

(3)災害対策の推進

【基本的な方向】

- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として、地震災害の発生に備えた防災体制の整備を図る。
- 地震による津波発生に備えた海岸地域の避難対策を推進する。
- 台風などによる風水害・土砂災害・雪害などから住民を守る防災体制を整えとともに、防災施設等の整備を推進する。
- 災害時要援護者の避難支援や地域住民が主体となって災害に備える地域防災力の充実と強化に向けた取組を推進する。
- 冬期間や悪天候時の安全で安心な交通を確保するため、雪害や大雨等の自然災害に強い道路整備や幹線道路等における交通事故対策を推進する。【再掲】

【主な施策】

- ・防災訓練の実施、ハザードマップの整備など防災体制の充実・強化の推進
- ・津波発生時の漁船避難のための沖出しルートの検討
- ・日ロ共同による地震活動の観測体制の整備等の促進
- ・住宅建築物の耐震化の促進
- ・防災拠点となる公共施設などの耐震化の促進
- ・避難施設や避難路など防災施設等の整備の推進
- ・地震及び津波による被害の防止・軽減のための社会資本等の整備の促進
- ・潮位自動観測装置の整備の推進
- ・津波・高潮情報等の防災情報共有システムの整備の促進
- ・高波などによる浸水、海岸侵食被害の軽減化に向けた海岸保全施設等の整備の推進

【再掲】

- ・防災資機材、非常用食料などの備蓄や確保への取組の推進
- ・防災行政無線のデジタル化等の整備の推進
- ・土砂災害警戒区域等指定の推進
- ・洪水などによる被害の防止・軽減のための河川整備の推進【再掲】
- ・防災情報の住民に対する伝達手段の充実や、防災知識普及のための各種講習会の開催、防災活動リーダーの育成支援などの取組の促進
- ・外国人観光客にも対応できる観光案内拠点や多言語ポータルサイトによる地域の観光情報や防災情報の提供の推進【再掲】
- ・ネイチャーガイドの養成、案内板、Wi-Fi整備の推進【再掲】
- ・地域での防災力の強化に向けた自主防災組織などの育成の推進
- ・雪崩、地吹雪対策など積雪寒冷地の特性を考慮した防災対策の推進【再掲】

5 地域の豊かな自然との共生

【基本的な方向】

- 地域に残された多様な生態系を育む自然環境の保全を図るとともに、貴重な動植物の適正な保護管理を図る。
- 生物多様性の保全と地域資源の有効な利用との調和を図った持続可能な産業活動の形成を推進する。
- 緑あふれる快適な生活環境づくりを進めるとともに、資源のリサイクル化などによる環境負荷の低減に向けた取組の推進を図る。
- 豊富な水資源を育む河川、湿地等の多様な水辺環境の保全と、生態系全体に影響を及ぼす水質の汚染などを抑制する水質保全対策を推進する。
- 地域住民の環境保全への意識高揚や自主的な環境保全活動を推進する。

【主な施策】

- ・知床国立公園をはじめとする自然公園の適切な保護管理のための施設整備の推進
- ・知床半島基部等における自然環境の利用状況等の調査・分析の推進や、国立公園、国定公園の新規指定及び指定区域の拡張に向けた検討
- ・エゾシカ個体数の適正管理のための捕獲の推進
- ・日ロの隣接地域における生態系保全及び持続可能な利用に関する日ロ政府間の協力への参画の促進
- ・自然との共生を重視した希少動植物の群生地、生息地保護の推進
- ・エゾシカによる農作物への被害や自動車との交通事故を抑止するための侵入防止柵等の整備の推進
- ・再生可能エネルギーの利用促進
- ・北方領土問題についての正しい理解と認識を深める北方領土学習の推進【再掲】
- ・バードウォッチング等の地域の恵まれた自然とふれあうエコツーリズム、グリーンツーリズムなど地域資源、地域特性を活かした滞在交流型・体験型観光の推進【再掲】
- ・世界自然遺産「知床」、ラムサール条約湿地や史跡など地域の自然・文化財の観光への活用を目的とした交流施設の整備の推進【再掲】
- ・環境に配慮した漁港施設等の整備の推進
- ・自然との共生を重視したエコ・ロード等の整備の推進
- ・バイオマス等の地域資源の利活用の推進【再掲】
- ・廃棄物の適正処理やごみの分別化、再資源化に向けた取組の促進【再掲】
- ・河川の水質調査の推進
- ・良好な水辺環境の創出のための河川・海岸・下水道の整備の推進
- ・治水上影響のない範囲における良好な河畔林の保全や保安林の整備の推進
- ・農山漁村における集落排水施設の整備、生活排水対策のための浄化槽の整備の推進【再掲】
- ・地域の恵まれた自然に関する環境教育の推進

- 1 ・自然保護活動ボランティアの育成の推進

2
3 6 北方領土問題解決のための環境づくりの促進

4
5 **【基本的な方向】**

- 6 ○北方領土の早期返還に向けた国民世論及び国際世論の喚起を図る取組を促進する。
7 ○北方領土返還要求運動を今後も停滞させることなく着実に推進していくために、次世
8 代を担う後継者育成に向けた取組を推進する。
9 ○隣接地域の特性に即した基幹産業の振興や住民の生活の安定に必要な施設整備など
10 を推進する。
11 ○元島民に対する援護措置の充実を図る。
12 ○北方領土問題の普及・啓発及び北方四島在住ロシア人との交流に資するための施設の
13 整備を推進する。
14 ○地域に必要な診療体制を確保し、安定した医療サービスの提供を図るため、地域セン
15 ター病院を中心とした医療機関の機能の充実を図る。【再掲】
16 ○管内唯一の重要港湾であり、北方海域における漁業基地や北方四島との玄関口、さら
17 には交流拠点として重要な役割を果たしている根室港（根室港区、花咲港区）につい
18 て、物流・水産振興などに資する機能の一層の充実・強化を図る。【再掲】
19 ○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として、地震災害の発生に備え
20 た防災体制の整備を図る。【再掲】
21 ○地域に残された多様な生態系を育む自然環境の保全を図るとともに、貴重な動植物の
22 適正な保護管理を図る。【再掲】

23
24
25 **【主な施策】**

- 26 ・北方領土問題の普及・啓発に資する取組の推進
27 ・「地方空港を活用した教育旅行誘致の連携と協力に関する協定」に基づく教育旅行の
28 誘致とそのための受け入れ体制の整備の推進【再掲】
29 ・総合的な学習の時間などを活用した北方領土に関する学習の促進と北方領土問題に関
30 する教育に携わる指導者の育成強化の推進【再掲】
31 ・北方領土隣接地域振興等基金などに基づく産業振興の推進
32 ・元島民に対する援護対策等の推進
33 ・北方領土問題の普及・啓発及び四島交流に資する各種施設の整備の推進
34 ・地域の医療機関の機能の充実のための医療機器導入や施設・設備等の整備促進【再
35 掲】
36 ・遠隔医療支援システムの導入及び活用の促進【再掲】
37 ・港湾施設の整備の促進【再掲】
38 ・日ロ共同による地震活動の観測体制の整備等の促進【再掲】
39 ・日ロの隣接地域における生態系保全及び持続可能な利用に関する日ロ政府間の協力へ
40 の参画の促進【再掲】

1 第4章 計画の推進体制

2 1 推進体制

3 第8期計画の推進にあたっては、第7期計画と同様、北方領土対策根室地域本部長と根室
4 管内市町長を構成員とする「北方領土隣接地域振興対策根室地域協議会（以下「地域協議会」
5 という。）」が中心的な役割を果たすこととし、道は、国をはじめとする関係機関と密接に連
6 携し、必要な調整を図るものとする。

7

8 2 「重点施策に係る実施計画」の作成

9 地域協議会は、重点施策に係る各種事業の実施主体、実施内容や年度毎の工程表などを盛
10 り込んだ「重点施策に係る実施計画」を毎年度取りまとめることとする。

11 地域協議会は、これに基づき事業の進捗管理や効果検証を行うとともに、道及び国をはじ
12 めとする関係機関との協議を進めることで計画の実効性を確保するものとする。

13 第5章 計画実施上の留意事項

14 1 この計画の実施にあたっては、生物多様性保全等に十分配慮するものとする。

15

16 2 この計画の実施にあたっては、他の諸計画に基づく事業の実施との調整を図るものとし
17 る。

18

19 3 この計画に基づき北方領土隣接地域の市町が行う事業については、当該市町の財政運営
20 に支障を及ぼさないよう十分配慮するものとする。

21

22 4 この計画の実施にあたっては、今後の国、地方公共団体の財政事情など社会経済情勢の
23 推移に応じて、弾力的な運用を図るものとする。